

環境配慮契約法における産業廃棄物処理契約の 新規類型化に向けたアンケート調査			
企業名			
許可を受けて いる業態	該当する業態に☑(クリック)をしてください。		
	<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 中間処理業	<input type="checkbox"/> 最終処分業
主となる業態	上記の欄に複数の業態で許可を得ている場合は、主としている業態をお答えください。		
回答者 連絡先	住所		
	部課名		
	役職名		
	氏名		
	電話番号	内線	
	FAX		
	電子メール アドレス		

問1 御社の優良産廃処理業者認定制度への適合状況をお答えください。

問1-1 優良産廃処理業者認定制度の認定を受けていますか？または、申請中ですか？
(取得している産業廃棄物処理業許可のうち、いずれか一つでも)

- 1.認定を受けている 2.認定申請中 3.認定を受けていない

回答欄

優良産廃処理業者認定制度
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

問1-2 <問1-1で「認定を受けていない」と答えた人のみ回答してください>

過去5年間、特定不利益処分(1)を受けていませんか？

- 1.はい 2.いいえ

回答欄

1 特定不利益処分とは、下の表に掲げる不利益処分をいいます。

特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)
廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2 第15条の3
再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項(第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項 第19条の4の2第1項 第19条の5 第19条の6第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S45/S45HO137.html>

下の表に掲げるすべての事項を6ヶ月以上継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、下の表に掲げる頻度で更新していますか？

- 1.はい 2.いいえ

回答欄

公表事項	更新頻度
[法人の場合]法人に関する以下の事項 ・名称 ・事務所又は事業場の所在地 ・設立年月日 ・資本金又は出資金 ・代表者、役員等の氏名及び就任年月日 ・事業の内容(産業廃棄物処理業の許可に係るものを含む。)	変更の都度 (代表者、役員等の氏名及び就任年月日については一年に一回以上)
[個人の場合]個人に関する以下の事項 ・氏名 ・住所 ・事業の内容(産業廃棄物処理業の許可に係るものを含む。)	変更の都度
事業計画の概要(産業廃棄物処理業の許可に係る事業に関するものを含む。)	変更の都度
産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度
[収集運搬業を行っている場合]運搬施設に関する以下の事項 ・運搬施設の種類・数量 ・運搬車に係る低公害車の導入状況 ・(積替え保管を行う場合)積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えのため保管上限	変更の都度 (運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上)

[処分業を行っている場合] 処理施設に関する以下の事項 ・設置場所 ・設置年月日 ・施設の種類 ・施設において処理する産業廃棄物の種類 ・処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量) ・処理方式 ・構造及び設備の概要 ・(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合)許可証の写し	変更の都度
[処分業を行っている場合] 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度
[処分業を行っている場合] 直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程(以下の事項を含む。) ・産業廃棄物の種類ごとの受入量 ・産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 ・産業廃棄物の保管量(情報公開日の前々月末日時点) ・産業廃棄物の処分後の持出先ごとの持出量及び持出先における処分方法	一年に一回以上
[収集運搬業を行っている場合] 直前三年間の各月ごとの産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上
[処分業を行っている場合] 直前三年間の産業廃棄物の各月ごとの受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上
[処分業を行っている場合] 直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況(2)	一年に一回以上
[処分業を行っている場合] 直前三年間の各月ごと及び産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量(又は電気量)及び熱回収された産業廃棄物の量	一年に一回以上
[法人の場合] 直前三事業年度の財務諸表	一年に一回以上
処理料金の提示方法	変更の都度
業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度 (人員配置については一年に一回以上)
事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度

2 維持管理状況とは、下の表に掲げる施設における下の表に掲げる事項をいいます。

施設の種類	公表の対象となる事項
焼却施設(・ を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録
ガス化改質方式の焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録
電気炉等を用いた焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録
廃石綿等溶融施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・溶融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・集じん器にたい積した粉じんの除去記録
P C B 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定記録 ・P C B分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録 ・排出した回収液の量及び当該回収液中のP C B含有量の測定記録 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録
遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質検査記録 ・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・残余容量の測定結果 ・仕切設備の点検記録 ・覆いの点検記録

安定型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等の点検記録 ・残余容量の測定結果 ・展開検査記録 ・地下水又は浸透水の水質検査記録 ・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録
管理型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果

ISO14001、エコアクション21の認証制度(これと相互認証されている認証制度(3)を含みます。)による認証を受けていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

3 エコアクション21と相互認証されている認証制度
 ・特定非営利活動法人 KES環境機構のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能ですか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

財務状況について、次の3つの要件をすべてを満たしていますか？
 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。
 直前3年の各事業年度における経常利益金額に減価償却費を加えた額の平均値が零を超えること。
 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

1.はい 2.いいえ

回答欄

問2 御社の環境配慮への取組について教えてください。

問2 - 1 環境報告書もしくはCSR報告書の作成及び公表をしていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

問2 - 2 環境会計の作成及び公表をしていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

問2 - 3 温室効果ガス削減目標を設定していますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

問2 - 4 温室効果ガス削減の取組計画を策定していますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

問2 - 5 産業廃棄物の適正処理について、全従業員を対象とする研修等の教育制度はありますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

問3 収集運搬業者の許可を受けている方のみお答えください

問3 - 1 環境に配慮した運転・管理について伺います。

御社におけるエネルギーの使用の実態を把握していますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

エコドライブを推進するための措置が講じられていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

「エコドライブ」とはエコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(平成18年10月)に基づく運転をいう。
エコドライブ10のすすめ

http://www.ecodrive.jp/eco_10.html

「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことを言う。

- ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること
- イ エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)、エコドライブの推進体制を整備していること
- ウ エコドライブに係る教育・研修等を実施していること
- エ 運転記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること

日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両の維持する等環境の保全を目的に、点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

「輸送効率の向上のための措置」とは次の要件をすべて満たすことを言う

- ア エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前を選択し、運転者に周知していること
- イ 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること
- ウ 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること

< から の設問に「はい」と答えた方のみお答えください。 >

上記 については使用実態、取組効果の数値が、上記 ~ については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できますか？
または第三者により客観的な立場から審査されていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

問3 - 2 収集運搬に使用する車両を何台保有していますか？

また、これらの車両の低排出ガス車及び低燃費車の導入状況について、下の表中の保有台数の内訳を記入してください。

型式は、自動車検査証の「型式」欄で確認ができます。

(1) 低排出ガス車の導入状況

運搬車の排ガスレベル	自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、- (ハイフン)より前の記号	保有台数	保有割合
収集運搬に使用する車両 全保有台数			
平成4年以前の規制適合車(低排出ガス車認定なし)	1桁(例 U - …)		
平成5年～平成16年の規制適合車	2桁(例 GA - …)		
平成5年～平成11年の基準適合車	G - (がA,B,C,D,E,F,G) H - (がA,B,C,D,E,F,G,H,J,K,L,M) K - (がA,B,C,D,E,F,G,H,J,K,L)		
平成12年～平成16年の基準適合車	G - (がH,J,K,L,M) H - (がN,P,Q,R,S,T,U,W,X,Y,Z) K - (がM,N,P,Q,R,S)		
	G - ,H - ,K - 以外の2桁		
平成17年以降の規制適合車	3桁(例 B - …)		
電気自動車又は燃料電池自動車	Z		
平成17年規制適合車 *1	A		
平成17年基準排出ガス75%低減車 *2	D		
平成17年基準排出ガス50%低減車 *2	C		
平成17年基準NOx・PM10%低減重量車 *3	B		
平成17年基準NOx10%低減重量車 *3	N		
平成17年基準PM10%低減重量車 *3	P		
平成18年～平成20年規制適合車	E , G , H , J , K		
平成21年以降の規制適合車	L , M , Q , R , S , T U , W , X		

表中の は、任意のアルファベット

*1 乗用、軽量、中量及び重量車

*2 乗用、軽量及び中量車

*3 重量車

(2)低燃費車の導入状況

運搬車の燃費低減レベル		保有台数	
収集運搬に使用する車両 全保有台数			
平成17年度燃費基準達成車			
	10%低減レベル		
平成22年度燃費基準達成車			
	5%低減レベル		
	10%低減レベル		
	15%低減レベル		
平成27年度燃費基準達成車			
	25%低減レベル		

燃費低減レベルの適合状況は、自動車検査証の「備考」欄で確認ができます。

平成27年度燃費基準

(環境物品等の調達の推進に関する基本方針PDFファイルのP105からを参照してください
<http://www.env.go.jp/policy/t> 表2 - 1、表3、表4 - 1、表5 ~ 表8が平成27年度燃費基準となります)

問4 中間処理を事業として行っている方のみお答えください

問4 - 1 廃棄物熱回収施設設置者認定制度の認定を受けていますか？

1.はい 2.いいえ

回答欄

廃棄物熱回収施設設置者認定制度

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html>

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

問4 - 2 次の2つの要件のいずれかに該当する設備を有していますか？

発電の用に供する熱回収施設にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていること。
ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあっては、発電機が設けられていることをもって足りる。

下の表に示された用途の熱回収施設にあっては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

1.はい 2.いいえ

回答欄

「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」における発電以外の熱利用の用途について

主な用途		熱利用の形態
タービン補機駆動		タービン補機駆動は、蒸気エネルギーを利用してタービン駆動の誘引通風機やボイラー給水ポンプを稼働させることにより、駆動用電力量の削減を図るものである。
循環利用	燃焼用空気予熱器	燃焼用空気予熱器は、蒸気熱を利用して燃焼用1次及び2次空気の温度を上昇させることにより、助燃剤の使用量の削減を図るものである。
	スートブロワ	スートブロワは、ボイラー過熱器、節炭器(エコノマイザー)のガス側伝熱面に付着する飛灰を蒸気又は圧縮空気で吹き飛ばして除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	ボイラー給水加熱器	ボイラー給水加熱器は、蒸気タービンの抽気蒸気等を利用してボイラー給水を加温することにより、ボイラーの熱回収率の向上を図るものである。
	脱気器	脱気器は、給水中の酸素や炭酸ガス等の非凝縮性ガスを除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	エゼクタコンデンサ	エゼクタコンデンサは、余剰高圧蒸気を用い、エゼクタ効果を利用してタービン排気蒸気を低圧化することにより、タービンの能力の向上を図るものである。
関連施設利用		関連施設利用は、蒸気熱を、熱回収を行う焼却炉とは別の熔融炉等に供給し、空気の予熱等に利用することにより、関連施設での助燃剤の使用量の削減を図るものである。
乾燥・濃縮等熱源利用		乾燥・濃縮等熱源利用は、蒸気を污泥等の乾燥、濃縮等のための熱源として利用することにより、乾燥や濃縮等に必要エネルギー使用の削減を図るものである。
場内暖の房給湯冷	場内温水器	場内温水器は、蒸気熱を利用し、熱回収施設で使う温水(風呂、手洗い、消雪等に利用)を製造することにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
	場内冷暖房機器	場内冷暖房機器は、蒸気熱を、熱回収施設での暖房(蒸気・温水)・冷房(吸収式冷凍機)の用途に用いることにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
周辺施設利用		周辺施設利用は、廃棄物処理施設としての機能に係る用途を超えて、周辺地域へ熱エネルギーを供給することにより、地域のエネルギー使用量の削減を図るものである。例えば、温水プールや福祉施設等への給湯、農業用温室やロードヒーティング等のための熱供給のほか、オフライン方式による熱供給(トランスヒートコンテナ)などがある。

循環利用とは、熱回収により得られる熱量が当該熱回収施設の焼却炉又はボイラーに循環して利用されるものとす

なお、同マニュアルにおいて、白煙防止のための排ガス再加熱器と脱硝用排ガス再加熱器については、地球温暖化対策上他の手段による方法を取ることが望ましいとの理由で、熱利用用途の対象外とされている。

<「はい」と答えた方のみお答えください>
所有している設備の熱利用の用途を全てお答えください。

例)発電、スートブロワ

--

廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html>

- 第五条の五の六 法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 第四条に規定する基準(当該熱回収施設に係るものに限る。)に適合していること。
 - 二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。
ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。
 - 三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
 - 四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

問4 - 3 産業廃棄物処理業で使用している建設機械(1)を何台所有していますか?
(他業務と兼用している場合も含まず。)

また、これらの建設機械のうち、
「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械(2)
「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程の運用」により指定された低騒音型建設機械(超低騒音型建設機械)、低振動型機械(3)
をそれぞれ何台導入していますか。(重複がある場合は、その台数もお答えください。)

建設機械の数	
排出ガス対策型建設機械(2)の数	
低騒音型・低振動型建設機械(3)の数	
排出ガス対策型建設機械に該当し、かつ、低騒音型・低振動型建設機械に該当する建設機械の数	

1 対象となる建設機械
一般工事に分類される建設機械(小型バックボウ、バックボウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、油圧パワーユニット、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、クレーン類、土工機械、運搬機械、基礎工事用機械、せん孔機械、整地・転圧機械、コンクリート・アスファルト機械、掘進機械維持作業用機械、その他

2 排出ガス対策型建設機械の指定一覧表
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

3 低騒音型・低振動型建設機械の指定一覧表
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO051.html>

新たな排出ガス対策型建設機械指定制度の創設について
<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010316.html>

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000006.html

問4 - 4 御社で処理している産業廃棄物(下表の19種類に限ります。)の種類別の処理量(湿ベース)および再生利用量(平成22年度実績)をお答えください。
 単位はトンとしてください。(m3、個・台などからトンに換算する場合は、下記の重量換算係数を参考としてください。

産業廃棄物の種類ごとの重量換算係数

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/gyouseihokoku_jyuuryoukanzankeisuu.pdf

産業廃棄物の種類	処理量(湿ベース) [単位:トン]	再生利用量 [単位:トン]	再生 利用率
燃えがら			
汚泥			
廃油			
廃酸			
廃アルカリ			
廃プラスチック類			
紙くず			
木くず			
繊維くず			
動植物性残さ			
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
鋳さい			
がれき類			
動物のふん尿			
動物の死体			
ばいじん			

湿ベースとは、脱水、乾燥等の減量化を行う前の重量をいいます。

問5 最終処分を事業として行っている方のみお答えください
(問4をご回答いただいた方は回答不要です。)

問5 - 1 産業廃棄物処理業で使用している建設機械(1)を何台所有していますか?
(他業務と兼用している場合も含まず。)

また、これらの建設機械のうち、

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械(2)

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程の運用」により指定された低騒音型建設機械(超低騒音型建設機械)、低振動型機械(3)

をそれぞれ何台導入していますか。(重複がある場合は、その台数もお答えください。)

建設機械の数	
排出ガス対策型建設機械(2)の数	
低騒音型・低振動型建設機械(3)の数	
排出ガス対策型建設機械に該当し、かつ、低騒音型・低振動型建設機械に該当する建設機械の数	

1 対象となる建設機械
一般工事に分類される建設機械(小型バックボウ、バックボウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、油圧パワーユニット、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、クレーン類、土工機械、運搬機械、基礎工事に用機械、せん孔機械、整地・転圧機械、コンクリート・アスファルト機械、掘進機械維持作業用機械、その他

2 排出ガス対策型建設機械の指定一覧表
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

3 低騒音型・低振動型建設機械の指定一覧表
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO051.html>

新たな排出ガス対策型建設機械指定制度の創設について
<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010316.html>

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000006.html

問6 そのほか環境に対する取組がございましたら、参考にさせていただきますので、ぜひご記入ください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide additional information regarding environmental initiatives.